

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
会議費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
2/3	駐車場代	800 円		23
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		800 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 2 月 3 日	整理番号	23
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	駐車場代 (議会報告会に参加時)		
金 額	800 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 2 月 3 日	
☆スペース			
松山市役所前地下駐車場 TEL.089-933-0095 ご利用ありがとうございました 領 収 証 入車日時 2024年02月03日 09時00分 出車日時 2024年02月03日 12時08分 No.01-003934 券No.10-620208 駐車料金 (円/台) 800円 13 料金計 800円 投入現金 800円 釣銭額 0円		松山市役所前地下駐車場 TEL.089-933-0095 ご利用ありがとうございました 領 収 証 入車日時 2024年02月03日 09時00分 出車日時 2024年02月03日 12時08分 No.01-003934 券No.10-620208 駐車料金 (円/台) 800円 料金計 800円 投入現金 800円 釣銭額 0円	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
資料作成費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
6/6	インクカートリッジ	987 円		24
11/12	インクカートリッジ	4,869 円		25
4/27	インクカートリッジ・コピー用紙	5,959 円		26
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		11,815 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 6 月 6 日	整理番号	24
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務局費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	インクカートリッジ		
金 額	987 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 6 月 6 日	

領収証

2023年06月06日(火)

上田 真人 様

¥987-

但し、商品代()として上記正に領収しました
消費税額 89円を含みます
(明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です)
DCM株式会社 DCM 重信店
TEL 089-990-7377
保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

024504-0005-5378

--- 令買山又言正日月 糸田 ---
2023年06月06日(火)17:01 レジ*0005
016 リサイクル互換インク
¥987
合計 ¥987
内10%対象額 ¥987
内10%税額 ¥89
税合計 ¥89

領収証

2023年06月06日(火)

上田 真人 様

¥987-

但し、商品代()として上記正に領収しました
消費税額 89円を含みます
(明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です)
DCM株式会社 DCM 重信店
TEL 089-990-7377
保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

024504-0005-5378

--- 令買山又言正日月 糸田 ---
23年06月06日(火)17:01 レジ*0005
6 リサイクル互換インク
¥987
合計 ¥987
内10%対象額 ¥987
内10%税額 ¥89
税合計 ¥89

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 11 月 12 日	整理番号	25
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	インクカートリッジ		
金 額	4,869 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 11 月 12 日	

新製品が安い
KS ケースダンキ

お買上げ明細
2023年11月12日(日) 17時37分

会員番号

＜明細＞
1 ●ヤノン370+371シリーズ
カラークリエーション
4544849671855 KSD-C370371L6ST 1点
クーポン値引300円
5%値引対象

2 使用済みインク値引き
-----*
2098010128256 イカダ*10L 5点
10% 10% ¥0

明 細 小 計 ¥4,919
B 値 引 -50
6点/合計 ¥4,869
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥4,869
(内消費税額 ¥442)

[0173144-017052069-2310003848003]

領収証
2023年11月12日(日) 17時37分

上田 真人様
金額 ¥4,869
(内消費税等 ¥442)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥4,869
(内消費税額 ¥442)
但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

新製品が安い
KS ケースダンキ

お買上げ明細
2023年11月12日(日) 17時37分

会員番号

＜明細＞
1 ●ヤノン370+371シリーズ
カラークリエーション
4544849671855 KSD-C370371L6ST 1点
クーポン値引300円
5%値引対象

2 使用済みインク値引き
-----*
2098010128256 イカダ*10L 5点
10% 10% ¥0

明 細 小 計 ¥4,919
B 値 引 -50
6点/合計 ¥4,869
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥4,869
(内消費税額 ¥442)

[0173144-017052069-2310003848003]

領収証
2023年11月12日(日) 17時37分

上田 真人様
金額 ¥4,869
(内消費税等 ¥442)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥4,869
(内消費税額 ¥442)
但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 4 月 27 日		整理番号	26
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 <u>資料作成費</u>	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	インクカートリッジ・コピー用紙			
金 額	5,959	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2023 年 4 月 27 日	
☆スペースが足り				
 DCM株式会社 DCM 重信店 TEL 089-990-7377 営業時間 8:00~20:00 お買い上げありがとうございます 領 収 証 2023年04月27日(木)15:14 ｼﾞｯﾄ0063 重信店共通 016 ジット リサイクル互換インク ¥5,478 016 DCM コピー用紙 A4 ¥481 合計 ¥5,959 (内10%対象額 ¥5,959) (内10%税額 ¥541) (税合計 ¥541) ミーモ ¥5,959 お買上点数 2点  DCM株式会社 DCM 重信店 TEL 089-990-7377 営業時間 8:00~20:00 お買い上げありがとうございます 領 収 証 2023年04月27日(木)15:14 ｼﾞｯﾄ0063 重信店共通 016 ジット リサイクル互換インク ¥5,478 016 DCM コピー用紙 A4 ¥481 合計 ¥5,959 (内10%対象額 ¥5,959) (内10%税額 ¥541) (税合計 ¥541) ミーモ ¥5,959 お買上点数 2点				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。
(様式2) (様式2)

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
資料購入費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	新聞購読料	42,000 円		27
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		42,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	2024 年 3 月 31 日	整理番号	27	
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費			
使 途 及 び 内 容 等	愛媛新聞購読料			
金 額	42,000 円	年間の支出金額の合計を 記入してください。		
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月 分	4 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
5 月 分	5 月 29 日	3,400 円	100 %	3,400 円
6 月 分	6 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
7 月 分	7 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
8 月 分	8 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
9 月 分	9 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
10 月 分	10 月 30 日	3,400 円	100 %	3,400 円
11 月 分	11 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
12 月 分	12 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
1 月 分	1 月 29 日	3,400 円	100 %	3,400 円
2 月 分	2 月 28 日	4,000 円	100 %	4,000 円
3 月 分	3 月 28 日	4,000 円	100 %	4,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

No. _____

上田 貞人 様

25 年 5 月 29 日

★ 3400-

但 愛媛新聞代 R5年 5月
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

コクヨ ケー78



領 収 証

No. _____

上田 貞人 様

R5 年 4 月 28 日

★ 3400-

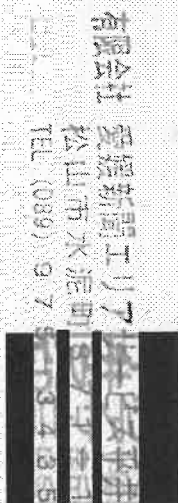
但 愛媛新聞代 (R5年 4月分)
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

コクヨ ケー78



領 収 証

26

愛媛新聞

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	部数	金額(税込)	2023年7月 合計(税込) ¥3,400
愛媛新聞	1	¥3,400	

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7
089-915-2205

7/28
銘柄の*は10%、無印は軽減税率商品です。

領 収 証

19

愛媛新聞

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	部数	金額(税込)	2023年6月 合計(税込) ¥3,400
愛媛新聞	1	¥3,400	

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7
089-915-2205

6/28
銘柄の*は10%、無印は軽減税率商品です。

領 収 証

26

愛媛新聞

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	部数	金額(税込)	2023年8月
愛媛新聞	1	¥3,400	合計(税込)
			¥3,400

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7
089-915-2205



8/28

銘柄の*は10%、無印は軽減税率商品です。

領 収 証

27

愛媛新聞

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	部数	金額(税込)	2023年9月
愛媛新聞	1	¥3,400	合計(税込)
			¥3,400

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7 登録番号 T4500001014119
089-915-2205



9/28

銘柄の*は10%、無印は軽減税率商品です。

領 収 証

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	価格(税込)	部数	金額(税込)
愛媛新聞	3,400	1	3,400
			2023年 10 月
			合計(税込)
			¥3,400
			消費税額
			¥251

すべて軽減8%

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7 TEL089-915-2205
登録番号 T4500001014119



10/30

領 収 証

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	価格(税込)	部数	金額(税込)
愛媛新聞	3,400	1	3,400
			2023年 11 月
			合計(税込)
			¥3,400
			消費税額
			¥251

すべて軽減8%

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7 TEL089-915-2205
登録番号 T4500001014119



11/28

領 収 証

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	価格(税込)	部数	金額(税込)
愛媛新聞	3,400	1	3,400
			2023年 12月
			合計(税込)
			¥3,400
			消費税額
			¥251

すべて軽減8%

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7 TEL089-915-2205
登録番号 T4500001014119



12/28

領 収 証

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	価格(税込)	部数	金額(税込)
愛媛新聞	3,400	1	3,400
			2024年 1月
			合計(税込)
			¥3,400
			消費税額
			¥251

すべて軽減8%

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7 TEL089-915-2205
登録番号 T4500001014119



1/29

領 収 証

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	価格(税込)	部数	金額(税込)
愛媛新聞	4,000	1	4,000
			2024年 2月
			合計(税込)
			¥4,000
			消費税額
			¥296

すべて軽減8%

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7 TEL089-915-2205
登録番号 T4500001014119



2/28

領 収 証

ご購入ありがとうございます

地区	29	読者番号	
上田 貞人 様			
銘 柄	価格(税込)	部数	金額(税込)
愛媛新聞	4,000	1	4,000
			2024年 3月
			合計(税込)
			¥4,000
			消費税額
			¥296

すべて軽減8%

上記金額を正に領収いたしました

株式会社 愛媛新聞エリアサービス雄郡
松山市小栗5-2-7 TEL089-915-2205
登録番号 T4500001014119



3/28

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
人件費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
4/30	4月分（給料として）	50,000 円		28
5/31	5月分（給料として）	50,000 円		29
6/30	6月分（給料として）	50,000 円		30
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		150,000 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 4 月 30 日	整理番号	28											
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費											
使 途 及 び 内 容 等	4月分(給料として)													
金 額	50,000 円	按分率	100 %											
特 記 事 項														
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 4 月 30 日												
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 証</u> 2023 年 4 月 30 日 上田 貞人 様 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>★</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </table> 但 4月分 上記正に領収いたしました 内 訳 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>税抜金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税額等(%)</td> <td></td> </tr> </table> CA1010				★	7	5	0	0	0	—	税抜金額		消費税額等(%)	
★	7	5	0	0	0	—								
税抜金額														
消費税額等(%)														

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。
(様式2) (様式2)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 5 月 31 日		整理番号	29							
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費							
使 途 及 び 内 容 等	5 月 分 (給料料として)										
金 額	50,000	円	按分率	100 %							
特 記 事 項											
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 31 日									
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。											
領 収 証 2023 年 5 月 31 日 上田 真人 様 <table border="1"> <tr> <td>★</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>=</td> </tr> </table> 但 5 月分 上記正に領収いたしました 内 訳 税抜金額 消費税額等(%)					★	7	5	0	0	0	=
★	7	5	0	0	0	=					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。
(様式2) (様式2)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 6 月 30 日	整理番号	30
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	6 月分 (給料として)		
金 額	50,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 6 月 30 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

2023 年 6 月 30 日

上 田 貞 人 様

★ 450,000 -

但 6 月分
上記正に領収いたしました

内 訳

税込金額

消費税額等 (%)

CH1018

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。
(様式 2) (様式 2)

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
事務所費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
4/27	事務所賃料(5月分)	70,000 円		31
5/24	事務所賃料(6月分)	70,000 円		32
7/12	消耗品代	330 円		33
8/7	消耗品代	330 円		34
8/18	消耗品代	220 円		35
12/17	消耗品代	440 円		36
3/31	インターネット代	92,126 円		37
3/31	事務所電話代	18,376 円		38
3/31	タブレット代	9,900 円		39
3/31	消耗品代	1,879 円		40
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		266,441 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 4 月 30 日	整理番号	31
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	5 月分家賃事務所賃料		
金 額	70,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

2023 年 4 月 27 日

ご 利 用 控

お取引内容 振込	機械番号 60	取次番号 363	ご利用年月日 20230427
取次店番号 889	銀行番号	口座番号	
万円券 五千円券 二千円券 千円券	お 取 引 金 額 ¥70,000		
テスクリヨウ ¥0	お 取 引 後 残 高 *****		
(11577) ご依頼人ウイタ サタヒト			
お振込先			
普通			
お受取人			

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

申請書申告地
付につき松山
税務署承認済

ご 利 用 控

お取引内容 振込	機械番号 60	取次番号 363	ご利用年月日 20230427
取次店番号 889	銀行番号	口座番号	
万円券 五千円券 二千円券 千円券	お 取 引 金 額 ¥70,000		
テスクリヨウ ¥0	お 取 引 後 残 高 *****		
(11577) ご依頼人ウイタ サタヒト			
お振込先			
普通			
お受取人			

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

申請書申告地
付につき松山
税務署承認済

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式 2) (様式 2)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 5 月 31 日		整理番号	32
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 <u>事務所費</u>			
使 途 及 び 内 容 等	6 月分家賃 事務所賃料			
金 額	70,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 5 月 24 日		

ご 利 用 控

お取引内容
振込 03 215 20230524

振込先 口座番号 130 [REDACTED]

お取引金額 ¥70,000

お取引後残高 ¥0

(08513)

※即時入金できない場合があります
ご依頼人ウイタ サタヒト

お振込先 [REDACTED]
普通 [REDACTED]

お受取人 [REDACTED]

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

伊予銀行 伊予支店
伊予市 伊予町 1-1-1

ご 利 用 控

お取引内容
振込 03 215 20230524

振込先 口座番号 130 [REDACTED]

お取引金額 ¥70,000

お取引後残高 ¥0

(08513)

※即時入金できない場合があります
ご依頼人ウイタ サタヒト

お振込先 [REDACTED]
普通 [REDACTED]

お受取人 [REDACTED]

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

伊予銀行 伊予支店
伊予市 伊予町 1-1-1

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。
(様式 2) (様式 2)

建物賃貸借一時使用契約書

上田 真人 様
([REDACTED])

免許番号 愛媛県知事(8)第3751号
〒790-0014 松山市柳井町三丁目8番地13
株式会社協立土地建物商事
TEL 089(945)5100・FAX 089(945)5127

事業用賃貸借一時使用契約書(事務所)

貸主 [] 知(以下「甲」という。)と借主 上田 貞人(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	[]		
	所 在 地	(住居表示) 愛媛県松山市藤原町633番地3		
		(登記簿) 愛媛県松山市藤原町633番地3		
	構 造	木造・【鉄骨造】・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・【陸屋根】・その他()/ (2)階建/		
	種 類	店舗	新築年月	昭和53年 6月 3日
	面 積	45.75㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年2月1日から2023年6月30日まで	
目的物件の引渡し時期	2023年2月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 70,000円 (税無)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	入居中要加入 円	敷 金	70,000円 (賃料 1ヵ月分)
駐車料	2台分込 円	上下水道料	実 費 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵 No.	[]	[]
	本 数	/ 本	(コピー) / 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 27 日までに支払う	
賃料等の 支払方法	☒ 振 込	[] (普)	<名義> []
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管 理 業 者	商号又は名称		
所 在 地	TEL		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏 名	
		住 所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

1. 甲は建物全体に対し、乙は備品等に対し相応の賠償責任保険に加入すること。
2. 契約期間が終了し、乙が本物件明け渡し完了後30日以内に甲は乙に敷金を全額返還するが、室内の床・壁など内装等の汚れ・変色が著しく、甲又は甲の指定した業者において修復不能と判断した場合は、その張替え・交換費用については乙の負担とし、敷金よりその費用を差引き返還する。
3. 退去後、タバコのヤニによりクロス・建具等に汚れや破損個所がある場合、甲の指定業者にて修理・清掃を行うものとし、その費用は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023 年 1 月 30 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	上田 真人	TEL	
	住所	愛媛県松山市小栗1丁目2-18		
緊急連絡人	氏名		TEL	
	住所			

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	愛媛県松山市柳井町3丁目8番地13 089-945-5100
	商号又は名称	株式会社協立土地建物商事
	代表者の氏名	松岡 敏夫
	代表者の氏名	印
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	愛媛県知事(8)第3751号
	免許年月日	令和3年10月10日
	氏 名	
	登録番号	(愛媛) 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社協立土地建物商事
	事務所所在地 TEL	愛媛県松山市柳井町3丁目8番地13 089-945-5100

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

第1条(契約の締結)

貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

第2条(契約期間)

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
2. 乙は、契約期間が満了する1ヶ月前迄に甲もしくは管理者に申し出をし、双方協議のうえ合意した場合は任意に契約期間を延長する事が出来る。

第3条(賃料)

1. 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とするが、解約時の日割計算は行わない。
4. 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

第4条(共益費)

1. 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とするが、解約時の日割計算は行わない。
4. 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

第5条(負担の帰属)

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

第6条(敷金)

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
3. 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。
4. 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第7条(反社会的勢力ではないことの確約)

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2. 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

第8条(禁止又は制限される行為)

- 1. 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2. 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3. 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4. 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5. 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6. 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7. 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8. 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

第9条(乙の管理義務)

- 1. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2. 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3. 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4. 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5. 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

第10条(契約期間中の修繕)

- 1. 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責

めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2. 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3. 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
4. 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
5. 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

第11条(契約の解除)

1. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
2. 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
3. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
4. 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

第12条(解約)

1. 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

第13条(一部滅失等による賃料の減額等)

1. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

第14条(契約の終了)

本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

第15条(明渡し)

1. 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
2. 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
3. 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
4. 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

第16条(明渡し時の原状回復)

1. 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
2. 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

第17条(立入り)

1. 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
3. 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第18条(甲の通知義務)

甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

第19条(乙の通知義務)

乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

第20条(延滞損害金)

乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

第21条(免責)

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

第22条(協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第23条(合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

第24条(更新に関する事項及び特約事項)

前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

支出伝票

債務確定日(※)	2023 年 7 月 12 日	整理番号	33
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	スケジュールボード		
金 額	330 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 7 月 12 日	

領 収 証

上田 真人 様

No. 99999992-0574-6850
2023年07月12日
[担当:セルフレジ]

¥330-

(うち、消費税等 30円)

但し、
売上引No.: 6850
(うち、クレジット等 330円を含む)
ザ・ダイソー松山東本店
089-948-4669

領 収 証

上田 真人 様

No. 99999992-0574-6850
2023年07月12日
[担当:セルフレジ]

¥330-

(うち、消費税等 30円)

但し、
売上引No.: 6850
(うち、クレジット等 330円を含む)
ザ・ダイソー松山東本店
089-948-4669

＜金額山又言正月糸田＞
2023年07月12日(水) 18:57
レジ No.: 0006 貴:セルフレジ
スケジュールボード (横型) ¥330
1点 ¥330
小計 ¥330
(10%内税対象額 ¥30)
(10%内税額 ¥30)
合計 ¥330

＜金額山又言正月糸田＞
2023年07月12日(水) 18:57
レジ No.: 0006 貴:セルフレジ
スケジュールボード (横型) ¥330
1点 ¥330
小計 ¥330
(10%内税対象額 ¥30)
(10%内税額 ¥30)
合計 ¥330

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式2) (様式2)

だんぜん!ダイソー
DAISO

だんぜん!ダイソー
DAISO

支出伝票

債務確定日(※)	2023 年 8 月 7 日			整理番号	34
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	クリアポケット・ファイル				
金 額	330	円	按分率	100	%
特 記 事 項					
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 8 月 7 日			

だんぜん!ダイソー

DAISO

だんぜん!ダイソー

DAISO

領 収 証
上田 貞人 様
No. 99999992-5182-4878
2023年08月07日
[担当:セルフレジ]
¥330-
(うち、消費税等 30円)
但し、
売上レシートNo.:4878
として上記正に領収いたしました
ザ・ダイソージョーブラ南松山店
089-993-6722

<金額山又言正月糸田>
2023年08月07日(月)18:13
レジ No.:0004 貴:セルフレジ
A 4 名利用クリアポッケッ ¥220内
(@110 × 2個)
30リングファイル (A 4 ¥110内
小計 ¥330
(10%内税対象額 ¥330)
(10%内税額 ¥30)
合 計 ¥330
お預り合計 ¥330
お金引き ¥0

領 収 証
上田 貞人 様
No. 99999992-5182-4878
2023年08月07日
[担当:セルフレジ]
¥330-
(うち、消費税等 30円)
但し、
売上レシートNo.:4878
として上記正に領収いたしました
ザ・ダイソージョーブラ南松山店
089-993-6722

<金額山又言正月糸田>
2023年08月07日(月)18:13
レジ No.:0004 貴:セルフレジ
A 4 名利用クリアポッケッ ¥220内
(@110 × 2個)
30リングファイル (A 4 ¥110内
小計 ¥330
(10%内税対象額 ¥330)
(10%内税額 ¥30)
合 計 ¥330
お預り合計 ¥330
お金引き ¥0

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。
(様式2) (様式2)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 8 月 18 日	整理番号	35
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	のり		
金 額	220 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 8 月 18 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

フジ北斎院店
FUJI ☎089-953-1113

<http://www.the-fuji.com>

責任者

2023年08月18日(金)14:05 ｼﾞｬ0202

<領収書 訂正>

担当: 007205 ◆雑貨 その他 ￥220
(@110 × 2個)
小計 2点 ￥220
(内税対象 10% ￥220)
(内税額 10% ￥20)
合計 ￥220

フジ北斎院店
FUJI ☎089-953-1113

<http://www.the-fuji.com>

責任者

2023年08月18日(金)14:05 ｼﾞｬ0202

<領収書 訂正>

担当: 007205 ◆雑貨 その他 ￥220
(@110 × 2個)
小計 2点 ￥220
(内税対象 10% ￥220)
(内税額 10% ￥20)
合計 ￥220

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。
(様式2) (様式2)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023 年 12 月 17 日	整理番号	36
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ファイル・クリアファイル		
金 額	440 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023 年 12 月 17 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
フジ北斎院店 FUJI ☎089-953-1113 http://www.the-fuji.com 責任者 [] 2023年12月17日(日)11:10 印0203 <令頁 収 証> 株式会社フジ 登録番号 T9500001003505 担当: [] 000451 ◆ダイソー雑貨 ¥200 000451 ◆ダイソー雑貨 ¥200 (@100 × 2個) 小計 3点 ¥400 (外税対象 10% ¥400) 外税額 10% ¥40 合計 ¥440 フジ北斎院店 FUJI ☎089-953-1113 http://www.the-fuji.com 責任者 [] 2023年12月17日(日)11:10 印0203 <令頁 収 証> 株式会社フジ 登録番号 T9500001003505 担当: [] 000451 ◆ダイソー雑貨 ¥200 000451 ◆ダイソー雑貨 ¥200 (@100 × 2個) 小計 3点 ¥400 (外税対象 10% ¥400) 外税額 10% ¥40 合計 ¥440			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。
(様式2) (様式2)